

総務常任委員会
予算常任委員会総務分科会

(平成26年3月4日)

○ 毛利彰男委員長

おはようございます。

それでは、昨日に引き続き総務常任委員会を再開いたします。

傍聴は市民の方が1名、議員の方が1名、お入りいただいております。

本日は、請願第6号北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出についての審査をさせていただきます。

この件につきましては、昨日留保された議案でございますが、改めて本日、朝より審査をさせていただきます。

なお、本件につきましては、総務常任委員会からの要請によりまして、紹介議員2名の方、伊藤元議員さん、それから早川新平議員さんにご出席をいただいております。ありがとうございます。

それでは、この請願につきまして、事務局より本文を朗読させます。

事務局、よろしく申し上げます。

(事務局朗読)

○ 毛利彰男委員長

ありがとうございました。

本請願の請願趣旨並びに請願事項は、今お聞き及びのとおりでございます。

それでは、早速でございますが、ご質疑がありましたら、ご発言をいただきたいと思います。

○ 中村久雄委員

どうもご苦労さまです。この請願第6号北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出についてということで、願意は非常に賛同できるのでございますけれども、1点、請願事項の4番の全ての拉致被害者云々で、2段目の「全ての直接的・間接的経済支援を中止し、米国等に金融制裁の強化を促すことを求める」というので、この間接的経済支援という、この文言の、これをどういうふうに解釈していいのかというところだけ

よっと聞かせていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○ 毛利彰男委員長

本日ご出席いただいています紹介議員さんは、請願者その方ではございませんので、お答えできる範囲内でお答えをいただきますようお願いを申し上げます。お願いします。

○ 早川新平議員

今、中村委員の質問に対して、私なりにお答えをさせていただきます。

この4番の直接的・間接的経済支援という、その間接的というのはどういうものかということなんですが、間接的ということに対して重きを置いているという意味ではございません。先ほど事務局のほうから朗読をしていただきましたが、この請願趣旨というのは、政府間協議が全然行われていない。平成20年を最後に行われていない。と同時に、拉致被害家族の方が非常に高齢になられておるというところで、一刻も早く解決をしていただきたいということで請願事項の4項目を書かせていただきましたけれども、間接的という言葉に関しての重い意味はないという、経済制裁で北朝鮮側を、その場に一刻も早く出席をしていただきたいという一つの方法論という意味でございます。

以上です。

○ 中村久雄委員

ありがとうございます。確認できましたので、これでよしとします。

○ 毛利彰男委員長

他にございますでしょうか。

○ 竹野兼主委員

この部分での意味は、今答弁いただきましたので、改めて拉致被害者に対するの思いというのは、本当に一刻でも早く被害者の皆さんの思いを何とか実現させていきたいという趣旨は物すごくよくわかります。ちょっと意見というか、きょうの新聞の話なんですけれど、これまでずっと全く形が進まなかったところが、実は今、日本赤十字社と北朝鮮の赤

十字社のところで少し話が進みました。紹介議員になられる前には、こういう状況は全くなかったわけなんですけれど、今ここでこれを進めて、請願趣旨の部分のところでは、賛成はしていきたいと思うところはあるんですが、これを例えば四日市市議会として出していくのが本当にいいのかなというのを、きのうのニュース報道、そしてきょうの新聞のところを見ると、少し僕はいいいのかなというところを、少し危惧するところが実はあります。その辺について、紹介議員として、そこのところは全く問題ないと思われているのかどうか、そこのところだけちょっとお願いできますでしょうか。もし何かあれば。

○ 早川新平議員

今、竹野委員のご指摘のとおり、きょうの朝刊には、昨日の日本赤十字社の民間レベルのところは出ておりました。それはそれとして、私は日本国民として、政府に四日市市からお願いをしたいという趣旨でありますので、当然順調に進んでいっていただきたいという意味で意思表示をあらわすことというふうに思っております。

以上です。

○ 毛利彰男委員長

ありがとうございます。他にございませんか。

(なし)

○ 毛利彰男委員長

なしというお声をいただきました。

それでは、ただいまより討論に移りたいと思います。

(「その前に」と呼ぶ者あり)

○ 竹野兼主委員

済みません、今、賛成・反対の討論の前に、きのうもお話しさせてもらったように、これって今の状況を考えると、僕はひょっとすると継続という部分のことも必要なのではないかなと思いますので、一度皆さんに継続審査にするかどうかということをお諮りいただ

きたいと思うんですが、委員長、いかがでしょうか。

○ 毛利彰男委員長

審査期限の延期というご意見をいただきました。

事務局、討論を過ぎてから、それはするのかな。まず、継続審査を諮ってから討論するのかな。事務局の意見を求めます。

○ 寺本議会事務局主事

昨日は討論のときに継続も言っていたいただきましたので、一旦討論を。

○ 毛利彰男委員長

一旦討論をしてからということね。

審査期限の延期の意見もいただきましたが、討論を終えてから、審査期限の延期についてをお諮りしたいと思います。

まず、討論を求めます。

(なし)

○ 毛利彰男委員長

討論はなしということでございます。

それでは、ただいま竹野委員から出ました、審査期限の延期の意見がございましたので、これについてお諮りをさせていただきたいと思います。

請願第6号北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出につきまして、審査期限の延期を求めてはどうかとのご意見がございましたので、お諮りします。この請願につきまして、審査期限の延期を求めることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○ 毛利彰男委員長

ありがとうございました。賛成少数ですので、本件につきましては、審査期限の延期を

求めることはせず、採決へと移ります。

それでは、請願第6号北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出について、採択すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○ 毛利彰男委員長

ありがとうございました。賛成多数であります。よって、請願第6号北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出について採択すべきものと決しました。

[以上の経過により、請願第6号 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出について、採決の結果、賛成多数により採択すべきものと決する。]

○ 毛利彰男委員長

紹介議員のお二人様、どうもありがとうございました。

それでは、採択ということになりましたので、本件につきまして、国のほうに意見書の提出を求めます。

その案を作成しましたので、ご確認をいただきたいと思います。

事務局のほうから朗読をさせます。事務局、よろしく願いいたします。

(事務局朗読)

○ 毛利彰男委員長

朗読、ありがとうございました。

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書(案)でございます。この案につきまして、ご異議はないでしょうか。

(なし)

○ 毛利彰男委員長

なしというご意見をいただきました。当委員会として承認をいただいたというふうにさせていただきます。

本件をもちまして、本請願に関する審査を終えて、理事者の入れかえを行います、署名簿を、今、回しますのでお願いします。

それでは、昨日に引き続きまして、財政経営部所管議案について審査をいたします。

なお、お手元の今配られました資料、昨日、委員の皆様方よりご請求のありました一般会計予算関係の追加資料でございます。

これについて、まずご説明をいただきたいと思えます。

○ 内田財政経営部次長・市民税課長

財政経営部の内田でございます。よろしくお願ひいたします。

私のほうからは先ほどお配りさせていただきました資料の1ページのほう、昨日、副委員長のほうから資料請求がございまして、ふるさと応援寄附金の実績で、寄付の目的別に集計したものをご用意させていただいております。制度開始平成20年度から平成26年1月末までの表でございまして、左の縦に実際に申込用紙にご記入していただいております使途、寄付の目的を並べさせていただいて、あと、右に年度ごとにそれぞれ人数と寄附金の合計を記載させていただいております。

それから、資料にはございませんけど、昨日、ふるさと寄附金に関して副委員長からご質問いただきましたケースを調べさせていただきましたところ、約33億円の高額な株式譲渡所得があった、ある自治体の町民の方がほかの自治体に7億円のふるさと寄附金をしたと、こういったケースでございました。

本来ですと、この自治体は町でございましたので、約33億円に対する個人町民税の所得割は、計算しますと6000万円になります。また、7億円のふるさと寄附金によって、個人町民税の税額を控除する額、これが計算上、4800万円ほどになります。ご承知のとおり、個人町民税につきましては、前年の所得に対して翌年度に課税されることとなりますけれども、本来であれば、この方の株式譲渡所得に対して、6000万円一旦課税させていただいた後に、ふるさと応援寄附金によって、そこから4800万円控除されると。ですから、差し引き1200万円がこの方の納税額、納付していただく額になるわけでございますが、しかしながら、この株式譲渡に対する個人町民税といいますのは、所得割の徴収方法が特別徴収の方法によると地方税法で規定されておまして、具体的には前年に生じた約33億円の株

式譲渡所得に対する個人町民税所得割、先ほど言いました6000万円、これは既に徴収されておると、取引があったときに徴収されておるということでございますので、その結果、先ほど言いました1200万円をお納めいただく予定のものうち、既に6000万円お納めいただいているということで、差額の4800万円をお返しすると、こういったケースでございました。

問題になったのは、この後でございますけれども、この納めていただく税金は、後から県を通じて、その町に交付金という形で交付されます。ですから、実際はその方は6000万円徴収されているわけでございますけれども、この交付の方法によっては、これは県の各市町の県民税で案分したものが実際にその町へ交付されますので、具体的には100万円しか交付されないと。ですから、その町民が6000万円納めているのに、その町には100万円しか交付されてこなかったということで、したがって、この自治体はふるさと寄附金によって実際4800万円の税額控除があって、実際は6000万円の税額から4800万円お返しするということであればよかったですけど、100万円しか交付されていない中で4800万円をお返ししなければならんということで、直ちに財政調整基金を取り崩して、議会へ上程してお返ししたと、こういったことでございました。

ですから、そういった結果で、この問題は、株式譲渡に対する個人町民税の徴収方法が県を通じて市町に交付されるといったことがありまして、実際の税金が入ってこないということが問題になっていて、今回大きな差になったということでございます。

こういった個人住民税の株式譲渡所得に対する特別徴収の制度というものは、今回のふるさと応援寄附金と組み合わせることでこのようなケースになったことで、直接ふるさと応援寄附金が引き金になってというわけではなかったということでございます。

以上でございます。

○ 毛利彰男委員長

ありがとうございました。

○ 荒木財政経営課長

済みません、財政経営課長の荒木でございます。おはようございます。よろしくお願ひします。

私のほうからは2ページ、きょうお配りした2ページでございますが、こちらにつきま

しても、副委員長のほうから下水道事業の補助金負担金に関しまして、不明水の処理について、どうなっとるんやというようなご指摘、ご質問をいただきまして、資料を作成させていただきました。

実際、副委員長がおっしゃっていただいたように、宅内については、つなぎ込む際にはきちっと委託業者に頼んで不明水がないかどうか。その上で、ない場合については下水道につなぎ込むというような作業をやってございますが、こちらの繰出し基準というふうになっておるものの不明水に関しましては、例えば、丸の二つ目でございますが、発生の原因及びその対策ということで、管路の老朽化でございますとか、あるいは街路樹の根の成長によりまして汚水管の破裂というようなことが生じたことによる不明水というようなことなどがございまして、実際には、その対策といたしまして、カメラで実際管の中を調査したり、その調査結果によりまして、樹脂等によって管の更生工事と申しましようか、漏れていっとるところを埋めるというような対策工事もしとるということでございます。

参考ではございますが、3カ年の不明水の割合ということで、平成24年度からそれぞれ参考に掲載させていただきました。

説明については以上でございます。

○ 毛利彰男委員長

ありがとうございました。副委員長さん、よろしいでしょうか。

○ 伊藤嗣也副委員長

資料、ありがとうございました。ふるさと応援寄附金につきましては、私はいいことやと思うんですが、今後もどんなことが起こるかということも、ちょっと想定を超えることが起こり得るかもしれませんので、十分その辺ご配慮いただきまして進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

また、不明水の処理につきまして、資料、ありがとうございます。1点だけよろしいですか。原因のところの(4)なんですが、これは宅内雨水管の汚水管への誤接続ですけども、これはあくまでも個人宅の問題ですよ。そうしますと、これは判明しとるのであれば、個人の方に直してもらおうということは、上下水道局のほうからお願いすべきだと思うんですけど、そういう理解でよろしいでしょうか。

○ 荒木財政経営課長

おっしゃっていただいたとおりでございます。宅内の個人の雨水管が間違えて污水管のほうに接続されたということでございますので、その場合については、個人の方につきなごみを変えていただくというようなお願いをしていくということになるかと思えます。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也副委員長

ぜひ、それはきちっとやっていただくように財政経営課のほうからもお願いしてください。というのは、今も公共下水は面整備がどんどん進められております。宅内ますについて、そこからの公共下水管への接続になるわけですが、宅内における調査は当然きちっと、個人の方の費用負担で今も新しく公共下水に接続される場合は行われておるのが現状なんです。したがって、このようなことが今あるということ自身がおかしいというふうに考えるべきだと思いますので、一刻も早くこれは解決していただいて、公共下水への接続がきちとなされるようなことをやっていかなあかんと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○ 毛利彰男委員長

それでは、審査に入ります。

議案第201号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

第2条 地方債の補正

○ 毛利彰男委員長

平成26年度補正予算、議案第201号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、第2条地方債の補正の審査を開始いたします。

資料の説明を求めます。

○ 荒木財政経営課長

財政経営課長の荒木と申します。よろしく申し上げます。

歳入全般ということでございますが、こちらにつきましても、昨日ご説明をさせていただきました経済対策関連ということでございますので、こちらの当初予算の補正予算参考資料という冊子をお願いできますでしょうか。こちらのP5ページでございます。済みません、7ページでございます。済みません、申しわけございません。一覧表にした表でございます。当初予算の補正予算参考資料と。

○ 毛利彰男委員長

少々お待ちください。

○ 荒木財政経営課長

そちらの7ページでございます。そちらに昨日同様、一覧表という格好で掲載させていただいてございます。よろしいでしょうか。

○ 毛利彰男委員長

はい。申し上げます。

○ 荒木財政経営課長

好循環実現のための経済対策に伴う平成26年度の当初予算の補正を行う事業の一覧ということでまとめてございます。先ほどもちょっと申し上げましたけれども、平成26年度の当初予算の補正をお願いする分につきましては、ソフト事業であって、国からの事業詳細、内容などが2月に入ってから示されてきたと、若干おくれて示されてきたというような新たな取り組みというふうになってございます。表のNo.1の臨時福祉給付金からNo.3の地域人づくり事業まで、10億4600万円余を計上いたしてございます。

また、No.4、5につきましては、今回の経済対策によりまして、こちらはハード事業でございますが、ハード事業は平成25年度の補正予算に計上いたしました。そのことから当初予算におきまして、この分を前倒しという格好でございますもので、減額するというものでございます。

また、歳入の内訳といたしましては、国・県支出金及び市債で記載のとおり金額とい

うふうになってございます。

また、下の表でございますが、こちらにつきましては、国民健康保険特別会計で保険料に関する、こちらは経済対策とは違うんですが、政令改正というのが実施されます。こちらの内容につきましても、国より通知がございましたのが2月20日ということから、平成26年度の当初の補正をお願いするというものでございます。

なお、表の下の欄でございますが、保険料の軽減拡大に伴いまして保険料が減収となる部分、1億3291万6000円。これを基準に基づきまして一般会計から繰り出しをいたしますが、その財源といたしまして、国・県より9900万円余が入ってくるというものでございます。

それでは、歳入全般につきましてご説明申し上げます。

予算常任委員会資料の1ページをお願いいたします。

平成26年度一般会計補正予算（第1号）という部分でございます。資料のほう、ご迷惑をおかけいたします。よろしく申し上げます。

1ページをお願いいたします。平成26年度一般会計補正予算（第1号）ということで歳入全体についてでございますが、先ほど経済対策の関連の総括表の中でご説明させていただきました内容というふうになってございまして、第14款の国庫支出金から第21款の市債の義務教育施設整備事業資金まで歳出の特定財源というふうになってございまして、今回、臨時財政対策資金ということで市債の欄の一番下のところでございますが、歳入歳出の収支均衡、こちらの臨時財政対策資金で図ってございます。

なお、地方債の変更にしましては、記載のとおりというふうになってございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。地方債年度末現在高の推移でございます。平成25年2月補正を踏まえました残高、あるいは今回のお願いしてございます平成26年度の補正の残高につきまして、記載させていただいてございます。

一般会計で申し上げますと、平成25年度としまして、補正後の残高でございますが、762億6000万円余ということでございまして、これに平成26年度の当初補正に発行額90億1000万円余を発行いたしましても756億7000万円余となりまして、平成25年度よりは若干減額するというふうに見込んでございます。

また、一般会計、五つの特別会計、三つの企業会計、全部合わせた全会計の合計といたしましても、平成25年度の残高1982億円弱に対しまして、平成26年度は1957億円強を見込んでございまして、約25億円減というふうになってございます。

また、3ページにつきましては、その残高の推移ということで棒グラフに記載させていただいてございますので、また参考にしていただければというふうに思います。

簡単ではございますが、説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 毛利彰男委員長

ありがとうございました。説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑ありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 毛利彰男委員長

なしというお声をいただきました。別段ご質疑もないようですので、これより討論に入ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 毛利彰男委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行います。

平成26年度補正予算、議案第201号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、第2条地方債の補正につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 毛利彰男委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第201号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳入全般、第2条地方債の補正について、採決の結果、

別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 毛利彰男委員長

全体会へ送るべきものはないと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 毛利彰男委員長

全体会へ送るべきものはないと決します。

10 : 38 休憩

10 : 44 再開

○ 毛利彰男委員長

それでは、休憩前に引き続き総務常任委員会を再開いたします。

ただいまより財政経営部・会計管理室、歳入についての審査をお願いしたいと思います。

議案第166号 平成26年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳入全般

第3条 地方債

第4条 一時借入金

○ 毛利彰男委員長

平成26年度当初予算、議案第166号平成26年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳入全般、第3条地方債、第4条一時借入金についての審査をいただきます。

追加資料がございますので、説明を求めます。

○ 荒木財政経営課長

財政経営課、荒木と申します。よろしく申し上げます。

先日の委員会の議案聴取会におきまして、ご指摘、ご依頼いただきましたものにつきましてご説明申し上げます。

まず、中村委員のほうから事業所税の充当につきましてご指摘いただきました件でございますが、予算常任委員会資料、歳入の上の欄に差しかえと記入させていただきましたものをごらんいただけますでしょうか。右上に差しかえと。

○ 毛利彰男委員長

右上に差しかえ。ちょっと待ってね。やっぱり今、藤井委員さんがおっしゃったように、ちょっと工夫せなあかん、これはな。余りにも膨大、特に予算とかこういうときは色を変えるとか、通し番号をすとかね。あったね。じゃ、お願いします。

○ 荒木財政経営課長

済みません、申しわけございません。P10ページ、11ページをお願いいたします。

事業所税の充当事業一覧表でございますが、上から7段目の土木費の橋梁維持費の（b）欄の事業所税充当額と、三つ飛びまして、11段目の下水道整備費の同じく（b）欄の数字に誤りがございまして、訂正させていただき、改めて差しかえ分として提出させていただきました。

従来で申し上げますと、橋梁維持費のほうの（b）欄が2400万円余というふうになってございまして、こちらは段階的に数字が合ってございませんでした。申しわけございません。正確な数字といたしましては、1440万円ということで、その分、先ほど申し上げました下水道費とテレンコと申しましょうか、やりとりが正確にできていなかったということでございます。大変申しわけございませんでした。

また、重ね重ね申しわけございませんが、ページ戻っていただきまして、9ページのほうをお願いいたします。こちら石油交付金の充当事業につきましても、再度、事業費、平成25年度のところでございますが、平成25年度の事業費のところの決算見込みを計算し直す中におきまして、上から8段目でございますが、消防施設の防災井戸と、少し飛びまして13段目の、平成25年度の一番下でございますが、スポーツ施設の霞ヶ浦プールの改修工事の交付金額に誤りがございました。こちらも改めて訂正させていただきましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、今回の件につきましては、数字が違っていたということで大変ご迷惑をかけて申しわけございません。深く反省いたしております。以降こういうことがないように気をつけてまして、取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。済みませんでした。

次に、資料請求をいただきました件につきまして、総務委員会資料の1ページをお願いいたします。総務委員会関係資料という部分でございます。こちらの部分は、追加資料ということで請求いただいた分でございます。

まず、中村委員からのご指摘でございます。事業所税充当事業の収支につきまして、資料作成をいたしましたものでございます。事業所税につきましては、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるということになってございまして、本市といたしましては、先ほども一覧表でごらんいただきましたような18事業に充当させていただいたという状況でございます。

また、委員からは、事業所税の用途について、事業者の理解と協力が得られるように、もっと広く周知すべきであるというご指摘もいただいております。こちらにつきましては、毎年度の決算資料、あるいは予算特集号におきまして、主な用途をわかりやすく説明するように努めております。

また、平成24年度からの新たな取り組みといたしまして、看板を設置すると。整備したところに看板を設置するということにしてございまして、事業所税が使われたことを明示するという取り組みを実施しております。

その看板の設置箇所につきましては、以下のとおり表にまとめさせていただいております。平成24年度におきましては3カ所、平成25年度、平成26年度につきましても、記載のとおり箇所を予定させていただいております。いずれにいたしましても、極力人から見えるところ、また、効果が高いところを選んで設置していく予定でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、2ページをお願いいたします。こちらにつきましては、森委員のほうから合併特例債の活用につきまして、その考え方はどうかということで、具体的に下水道事業債になぜ充てていないのかというようなご意見ということで、資料にまとめさせていただいております。

まず、合併特例債の要件でございますが、新市建設計画に基づく事業であること。起債対象事業であること。発行する限度額があるということ。期間が10年間ということで、大

きく四つの要件がございまして、その考え方でございますが、起債対象事業ということから、こちら言いかえますと、合併特例債を活用しなくても、通常の起債が発行できる事業ということになります。

また、金額に、先ほども申し上げましたが、上限額があるということから、通常発行できる市債の財源措置が少ないもの、交付税措置が少ないものを中心に、交付税措置が高い合併特例債をまきかえることによりまして、市全体で財政的に有利なものに活用させていただきまして、最終目的でございます新市建設計画の推進を図っていくということにいたしております。

具体的に申し上げますと、参考のところに記載してございますが、仮に起債対象経費をわかりやすく比較するために、全て事業費を1億円といたしまして、合併特例債以下、下水道事業債、公共下水道事業債、公共事業等債、一般事業債と。公共事業等債と申しますのは、道路や河川の補助裏に充てる起債でございます。一般事業債というのは、博物館のリニューアル事業などの起債でございますが、このように三つの種類の起債につきまして、起債の充当率、交付税の算入額ということで表にいたしております。

こちらの表で申し上げますと、仮に下水道事業債以下、3億円の事業費に対しまして、合併特例債を下水道事業に活用いたしますと、交付税の算入額の合計といたしましては、3960万円と書いてございます金額が6650万円に置きかわるということになります。それと、公共事業等債の1800万円と合わせまして、トータル、市といたしまして8450万円の交付税措置ということになりますが、合併特例債を財源措置の少ない一般事業等債に活用いたしますと、下水道事業債の通常分3960万円と公共事業等債の1800万円、それと合併特例債の6650万円という、この三つとなりまして、合計で1億2410万円ということになりますので、合計といたしまして、市全体といたしましては、3960万円が財政的には有利ということになります。

このように、一例で申し上げましたが、新市建設計画の推進に当たりまして必要な事業、やらなければならない事業を取捨選択した後で、市全体といたしまして、財政的に有利な方法、活用方法で充当いたしまして、新市建設計画の推進を図っていくということでございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

説明につきましては、以上でございます。

○ 毛利彰男委員長

ありがとうございました。ご質疑がありましたら、ご発言願います。

○ 中村久雄委員

訂正と資料と、ありがとうございました。この数字の間違いが、何でこういうのが起こるのやろというのは、どういうふうに分かれていますか。

○ 荒木財政経営課長

一番大きな要因といたしましては、最終の予算額なり決算額に置きかえが、これは本当に事務的な話なんですけど、事前になるべく早く資料を作成します。その後でいろいろ事業費の部分が変わってきたとか、そういった場合に最終合っていないというようなことが一番大きな要因かと。石油交付金なんかに関しましても、最終の決算見込みということで再度事業後に確認いたしますと、やっぱり事業費が落ちてきとると、決算見込みで若干落ちてきとるといったようなことがございまして、最終的に決算額、決算見込み額が変わってきとるといったことに伴う数字が合っていないということでございます。大変申しわけございません。

○ 中村久雄委員

石油貯蔵施設立地対策等交付金についても、事業所税についても同じように言えると思うんですけど、やはり石油交付金では、危険になるところの、立地しているところの近くの住民が負担をしているということ。また、事業所税については、納税する事業者が納めた税金がどういうふうに使われているのか。やっぱり出したものをしっかり市民のためにわかってほしいということで、この看板、これは事業所税でつくったんだよと。石油交付金には、石油設備のほうにはいろいろ看板が昔からついていますよね。というふうに、これはこういうものでつくられた。こういうものができたんだ。こういうものを修繕できたんだというのをはっきりしてほしいというのが願いかと思うんですけども、そのために充当率が、やはりこれは一般財源の充当率が100%というのがあればもっともっとわかりやすくなる。

そういうふうに事業所税は目的税だから、これに使おうというふうにしていったら、こんな間違いはないだろうし、やっぱり一般財源の中にまぜ込んで、この充当率、これは何%を事業所税というふうにしようかというふうな配分でやっているから、こんな1000万

円のテレンコになるようなミスが生じるのであって、やっぱり考え方として、できる限り、これは事業所税で、はっきり納税者にも、また市民にもわかりやすく、四日市市は楠町と合併して31万人の市民になって、こういうのを取るようになったよと。社会資源の整備に使っていますよということをわかりやすくすることが市民に対するサービスなんだと思いますので、そういうふうになるように、今後もう少し事業所税をやったり、石油貯蔵施設立地対策交付金、やっぱりそういう目的税であるものは、その目的がはっきりわかりやすいようにしていただきたいなと思います。そうしたらこういうミスもなくなるのかなというふうに考えますので、よろしく願います。コメントをいただいて。

○ 毛利彰男委員長

コメントを求めます。

○ 中村久雄委員

はい。

○ 倭財政経営部長

今、事業所税、それから石油交付金というふうなところをご指摘いただいております。これはかねてより、そういった市民への説明というふうなことでご指摘をいただく中で、先ほどちょっと課長のほうからも説明させていただきましたけど、施設への看板と、こういうところも、平成24年度からでございますけれども、新たに説明させていただくような形をとらせていただきました。ご指摘いただいた点、当然、有効活用をさせていただくという視点でこちらのほうも考えてございますので、今のご意見を参考にさせていただいて、よりわかりやすい形での説明にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○ 毛利彰男委員長

他にご質疑ございますか。

○ 森 康哲委員

石油貯蔵施設立地対策交付金についてお尋ねしますが、これ、私、4年になるんで

すが、この質問をさせていただいて、なかなか理解していただけないというか、そもそも交付金の趣旨に沿って使途していないのかなというふうに感じているので質問しますが、今回も小林町と泊町に耐震性の貯水槽を設置すると。これは合致しているんですかね、交付金の使途に。確かに使うことはできるとはなっていますけども、石油施設の危険手当みたいなことで沿岸部の市民の安全のために一義的に使う交付金だと思うんですよ。消防本部のほうにも確認しましたが、財政経営部のほうがこういうところにお金をつけてくるということでしたので、財政経営部のほうにお尋ねしますけども、そもそもこの交付金の使途、もう一度確認いたしたいと思います。

○ 荒木財政経営課長

こちらの交付金の使途の目的でございますが、石油貯蔵施設の周辺地域における住民の福祉の向上を図るということから、特に必要と認められる公共用の施設で、石油貯蔵施設の設置に伴って整備することが必要と認められる施設に対しまして充当するということといたしてございます。

以上でございます。

○ 森 康哲委員

周辺地域ということですね。それが、沿岸部がもう十分安全対策がとれているというのであれば、山間部のところへ延ばしていくのはわかります。しかし、東日本大震災が起きて、津波の心配も出てきた。沿岸部には特にコンビナートが張りついていてタンク火災、いろいろな心配も、また市民にも与えているということになれば、やはりその対策をまず一義的にやっていかなあかんのじゃないか。例えば津波避難タワー、この対策は四日市市はまだしていないんですよね。津波避難ビルは指定したけれども、ない地域に対してどうしていくのか。そういうことが全く今とれていないわけです。それなのに山間部の石油の備蓄とはかけ離れているところへの対策にお金をつけているというのは、少しずれているんじゃないかなと思うんですけれども、これも平成22年3月以来から私質問しています。4年連続で総務常任委員をやらせてもらっていますが、毎回僕これを質問しています。それでもいまだにこういうふうに出されるということは、全然理解されていないんじゃないですか。その辺、部長、どう思っているんですか。

○ 倭財政経営部長

この石油貯蔵施設の立地対策交付金でございます。今、森委員さんからおっしゃっていただくところの視点というのは、こちらとしても認識はしておるところでございます。そういった中で、当然その周辺施設というふうなところの施設整備というふうなところは、各部局のほうで必要なものについては、今後おのあの事業化を図っていくというふうなところでございます。そういった中で、当然この石油貯蔵立地交付金というふうなところは充当させていただけると思っております。

今回、今ご指摘いただいた小林町というふうなところで、その周辺というふうなところがどうかというふうなところはございますけれども、そういった中で、特にこういう消防施設でありますとか、そういうところを重点的に今回も充当させていただいたというところでございます。

ご指摘いただく沿岸部の事業化、必要なものというふうなところの視点は、各部局のほうで責任を持って今考えておると。津波にしましても、今現状、具体的に避難、被災という想定も出てくるという中で、改めていろいろな事業をつくり込むような形になってまいろうかと思っておりますけれども、そういったところには当然この石油施設の交付金ですね、十分充当させていただけるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○ 森 康哲委員

例えば、消防でも言いましたけども、楠地区は6基の大型タンクがあると。それを楠町政時代には丸々楠町内でその交付金が充当されていたと。その時代はよかった。だけど、今は四日市全市的に使わなければいけないと。しかし、6基のタンクは消えてないわけですね。身近に巨大なタンクがあって、大規模災害が起きたときに、どういうふうに防災対策をしていくんやと。やはり地域にとっては物すごい課題なんですよ。避難路の整備、また大震災によって大きく変わっている。防災訓練も変わっている。そういうところをタイムリーに交付金をつけていかないと、全市的に幾ら使えるからと言っても、沿岸部のそういう一義的な使途のところ当たっていないと。それをずっと毎年毎年私は指摘させていただいているので、もうそろそろそれは理解していただいて、財政経営部のほうからきちっと消防本部や危機管理室のほうに提案していてもいいじゃないですか。こんなところよりも、もう少し交付金の趣旨を出せるように、市民に対してわかりやすいようにして

いったらどうやと。縦割りじゃなくて、横の連携をもう少しとっていくような形にしていってもいいじゃないですか。どうでしょうか。

○ 倭財政経営部長

今のご指摘でございますけれども、当然、その周辺施設というふうなところは、こちらとしても認識しております。ですから、消防本部にしる、危機管理室にしる、さまざまな事業を当然必要によって構築していくと、予算化していくというふうなところでございます。今、ご指摘いただいた点、改めて関係部局にもお伝えさせていただきます。

その中で、まず一義的には各部局が必要な事業化をすると、あくまでもこれはその事業が必要だというふうなところで予算化をしていくというところを政策議論して、それに石油交付金が充当できるものには充当していくと。そういうところですので、まず、政策的にどういった事業が必要だというふうなところを議論させていただいて、その上でこういう交付金も充当できるというのを踏まえた上で調整を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

○ 森 康哲委員

交付金の使途に見合った形でつければ、やはり市民も納得するんですよ。市民が納得する。我々にも責任があるので、やはりその辺を市もよくよく考えていただいて今後当たっていただきたいと思っております。

以上です。

○ 毛利彰男委員長

私も総務常任委員会ですと長いですけど、答弁、いつも一緒ですね、これは。森委員の肩を持つとかそういうことじゃなくて、やはりもう少し慎重な答弁と、実行を伴った答弁をしないとイケないと思っておりますね。これは意見ですけど、委員長の。

○ 竹野兼主委員

やっていないとは僕思っていないのね。石油交付金って物すごく使いにくい財源というのはよくわかっているんですけど、そこをきちっと説明せなあかんのと違うの。例えば一つ防災道路をつくったら、何年間かはそこには使えないとか、そういう

法的な根拠ってありますよね。だからそのところを説明せんから、ずっと何でこれが使えないんやろということと言われるわけです。

石油交付金って、私、楠町の時代、自分が知っているもので、そのところで、例えばこの事業、どうしても8000万円ぐらいは実は予算として組めたんですけど、それを使うのに一般財源に回してほしいと言っても全く使えなかった。どうすればそれを使えるのかというのを、とりあえずつなげていって何とかという状況やったんやけど、いかに国のチェックが厳しいかというところを、そこをどうやってうまく、森委員が言われるみたいなものに使えるのかどうかというのを、検討している部分をきちっと出して示してあげないとあかんのかなというふうに思いますので、そこは改めてちゃんとする必要があると思うんですけど、いかがでしょう。

○ 荒木財政経営課長

財政経営課の荒木でございます。

確かに竹野委員おっしゃっていただいたように、この補助金、交付金に関しましては非常に制約がございます。例えば単年度で必ず完了すること。設計費はだめ。ほかの補助金がございますけど、そちらとの併用はできないとか、あるいは防災道路の話が出ましたが、防災道路、例えば沿岸部の道路、どこでもええというわけではございません。例えば、万が一の被災時において、そこに応援が行く防災道路としての認定が必要であるというようなこととか、あるいはただ単なる機械の入れかえとか、そんなんには適用できないと。必ず機械を入れかえる場合には機能アップをせなあかんとかいう、幾つか受ける条件がございます。ちょっと言いわけがましくなるかもわからないんですが、申しわけございませんが、基本的には私どもも防災・減災事業ということで、これを活用して推進していくというようなことに位置づけてございます。

先ほどの趣旨も含みまして、防災・減災事業というようにところに活用してまいろうというふうに思っておりますが、例えば平成25年度で申し上げますと、ここの充当には挙がってございませんが、私ども予算で予定しておったのは泡原液搬送車、これと高規格救急車、それと耐震性貯水槽、こちらの部分はもう少し沿岸部に近い下さざらい町と大宮町、こちらに充当しようということで考えてございましたが、先ほども申しあげましたように、国の補助金、これが今申しあげました三つには当たってくることになりました。そちらに当たってくると、先ほど申しあげましたが、ほかの補助金とは併用できないということが

ございますもんで、石油交付金につきましては、今回の平成25年度の補助金で追加補正をお願いしてございますが、2600万円余が国の補助金として当たってまいりましたもんで、それをほかの事業へ回させていただいたというような経緯もございます。

いずれにいたしましても、部長も申し上げますけれども、貴重な財源というふうに認識してございますので、本来の交付金の目的、趣旨を十分に踏まえまして、事業を推進する消防本部、あるいは危機管理室、あるいは都市整備部などと十分この交付金の趣旨、目的を説明する中で推進、活用してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○ 森 康哲委員

そんな理由ないやろ。僕が言っているのはそういうことを言っているんじゃないで、同じ耐震性の貯水槽をつけるなら、沿岸部につけたらどうだということを言っているんです。立地のところが、沿岸部の防災強化にするべきだと。十分充足しているなら別なんですよ、耐震性貯水槽が。そうじゃないでしょう。小林町のところにつけるのが悪いとは言わない。だけど、そのお金に色はついていないけれども、市民から見たら、これは石油の備蓄量の交付金でここの貯蔵施設をつくってもらったんやとわかるようにすることが、その交付金に対しての市民の理解につながってくる。そういうことから、逆なんですよ。国の補助金がついたからじゃなくて、逆に石油貯蔵施設がついたから国のやつをこっちへ回せと、小林町のほうに回したらどうだというぐらいの考え方を持っていないと、なかなか市民には理解できてこない。防災道路だってそうですよ。避難所の周り全部防災道路になっていますか。沿岸部の、違うでしょう。小中学校の周辺が防災道路としてなっているところというのは少ないと思います。できるはずなんですよね。そういうところを強化して考えてもらわないと、なかなか理解してもらえないというところは、そこの部分なんです。

以上です。

○ 毛利彰男委員長

答弁。

○ 森 康哲委員

要らないです。

○ 毛利彰男委員長

はい。重く受けとめていただきますようお願いをします。
他にございますか。

(なし)

○ 毛利彰男委員長

他にご質疑もないようですので、これより討論に入ります。
討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 毛利彰男委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行います。

議案第166号平成26年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳入全般、第3条地方債、第4条一時借入金につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 毛利彰男委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第166号平成26年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳入全般、第3条地方債、第4条一時借入金について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 毛利彰男委員長

全体会へ送るべきものをお尋ねします。ありますでしょうか。

(なし)

○ 毛利彰男委員長

なしということで、全体会には送らないものと決めます。
ここで休憩に入りたいと思います。

(「もうこれで」と呼ぶ者あり)

○ 毛利彰男委員長

いきますか。ご承認をいただければ、そのまま継続したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 毛利彰男委員長

それじゃ、理事者の入れかえをいたします。
それでは、引き続き予算常任委員会総務分科会を開きます。

議案第166号 平成26年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第1款 議会費

○ 毛利彰男委員長

ただいまより、議会事務局に関する議案について審査をいたします。
局長、一言お願いします。

○ 井上議会事務局長

議会事務局でございます。お疲れのところ申しわけございません。
前回の議案聴取会の中で資料要求を一ついただきました。お手元に配らせていただいて

おりますけれども、議員報酬、それから会議出席の費用弁償、また議員優待パスポートについて、過去の経緯をとということで資料を用意させていただきました。後ほど次長のほうからご説明させていただきます。こちらも含めて、議会費の審査のほうよろしく願いいたします。

以上でございます。

○ 毛利彰男委員長

それでは、資料説明をお願いします。

○ 鹿間議会事務局次長兼議事課長

議会事務局次長の鹿間です。よろしくお願いいたします。

まず、追加資料の説明に入る前に、前回2月7日の日の議案聴取会の際の説明で、若干説明不足がございました。まず1点は、議員年金の支給開始年齢でございます。新法によると65歳からということで、法律上は65歳になっておるんですけども、議員になられた日と生年月日により65歳に達する前に支給される経過措置が設けられております。退職年金を選ばれた方について、昭和61年3月31日付で議員であった方について、私どもお一人お見えになりますけれども、この方については55歳が支給開始年齢。それから、昭和61年4月1日から平成7年3月31日までに議員となられた方については、今6期の方が該当いたしますが、60歳が支給開始年齢になります。それ以降で議員となられた方については、生年月日により支給開始年齢が変わるということで、昭和20年4月以前であれば62歳、そこから2歳刻みで、64歳というふうになりますので、昭和24年4月1日までに生まれた方については若干早くなって、それ以降について65歳になるということで、資料の説明が不足しておりました。大変申しわけございません。

それから、次が最初にお配りさせていただきました予算常任委員会資料ですね。これの議会事務局分の6ページをごらんいただけますでしょうか。いいでしょうか。訂正ではございません。資料を最新の状態に更新していただくということで、通年議会を今現在導入しているところが、市と県レベルでどのぐらいあるのかということをお示しさせていただいている表があるんですけども、長崎県が先週、通年議会の廃止を可決いたしまして、最終的に2年間で通年議会をやめて、4定例会に戻るということが決まりました。その理由は、議員や県職員の拘束時間が長過ぎるというのが理由でございました。それで今回がそ

の廃止の事例が初めてのケースということになります。

それでは、追加資料の請求の分、森委員から追加資料の請求がございました。議員報酬等の経緯について説明をさせていただきます。資料をごらんいただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

まず、議員報酬の推移が、平成元年度から全ての経緯を書かせていただいています。議員報酬は平成元年48万5000円から平成9年ごろまで上がり続けて61万6000円まで上がって、そこから少しずつ下がっていく形で、現在が58万9000円になっております。大体これは人事院勧告に基づくような形で変わっていくという形になります。

それから、その次が常任委員会、それから議会運営委員会の正副委員長の加算でございます。これは平成13年度に条例で決めまして、委員長に1万円、それから副委員長に7000円を加算するということを決めております。

次の期末手当の支給率でございます。これは何カ月分という月数で書いてございますが、これにはちょっと条例の改正がありまして、平成元年度だけは議員報酬月額掛けるこの支給率で結構でございます。平成2年度以降は、期末手当基礎額というのがあって、この月額報酬にまず1.45倍、45%アップしてからこの月数を掛けるということになりますので、ちょっと計算方法がそこから変わるということです。

それから、常任委員会と議会運営委員会の正副委員長の加算もこの月額の中に入りますので、正副委員長は若干手当額が高いということになります。ちなみに、平成元年度、このまま48万円と4.875を掛けますと、大体236万4375円でございます。一番高かったころ、平成10年、平成11年ぐらいですかね、が361万7662円。今現在ですと251万9447円で、大体一番高かったころよりは、今100万円ぐらい低い額になっておるといってございます。

それから、会議出席の費用弁償でございます。これは平成22年度までずっと定額で、1回当たり5200円出ておりました。これを平成23年度から実費、自家用車の場合であれば、距離数を掛ける金額とか、公共交通機関であれば、その運賃という形で実費のほうに変えております。ただ、平成23年度だけは、一番最後のほうに出てくるんですが、市営駐車場の分が私費負担でございましたので、その分をここの費用弁償の中で見ております。平成24年度からは市営駐車場が無償になりましたので、その分を除いた形で、今現在費用弁償をお支払いしているということでございます。

それから、政務活動費でございます。これは平成12年度までは市政調査研究費というふうに呼んでおりました。これは法的に根拠のあるものではなく、要綱により支給している

と、そういうことをございます。それが平成13年度に地方自治法の中で政務調査費という形で規定をされましたので、ここからは法的に根拠のあるものとして、7万円を月額で支給するという形で、昨年3月1日からさらに政務活動費として、若干支給の部分もふやした形になっております。

それから、平成の初めのころをございます。議員優待のパスが昔はございまして、近鉄、三重交通、三岐鉄道、公共の交通機関について優待パスがございました。さらに競輪場の入場券が、1回当たり50円なんです。これについても優待があったということで、まず、近鉄、三重交通、三岐鉄道については平成8年4月30日まで、それからさらに1カ月おくれて競輪の入場券の優待を廃止したということをございます。

先ほども申しましたが、市営駐車場につきましては、平成14年度までは公費で負担しておりました。それから、平成14年から平成23年度までは私費で負担をいただいております。平成24年度に無償化になりましたので、事実上負担がなくなったということをございます。

説明は以上です。

○ 毛利彰男委員長

説明はお聞き及びのとおりをございます。ご質疑ありましたら、ご発言願います。

○ 荒木美幸委員

済みません、一つ興味があつてお聞きしたかったんですが、前回の説明で視察の状況のご説明がありました。非常に議会改革を目的にされるところが多いという話があつたかなとは思いますが、それ以外のところで四日市市はどのような事業に関心を持たれて、視察に来ていただいているのか教えていただきたいんですが。

○ 鹿間議会事務局次長兼議事課長

ことしの視察の内容としましては、三重地区でやっている地域包括ケアシステムがございます。それから、大分古いんですけど、学校のPFI事業についてなどですね。そういう部分が結構ございます。

以上です。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。そういうのは、例えばどのように、個々の自治体でいろいろな媒体を使って調べて、こういうことを取り組んでいるので、やってみようということではしゃるんですよね。

○ 鹿間議会事務局次長兼議事課長

そういう場合もございますし、行政側から市の特徴みたいな部分を冊子なんかでまとめてもらっていただいて、そういうのをごらんいただいて、どこか雑誌とかに掲載されたりとか、そういう部分なんかを見て視察の申し出があるのかなというふうには思っております。

○ 荒木美幸委員

ほかにも他市町に誇れる事業って四日市市って絶対あると思うんですね。そういったところをもっとしっかりと吸い上げをして、宣伝をしていただいて、議会改革以外のところでも、四日市市ってこういうすばらしい取り組みをしているんだと、関心を持っていただけるような、そういう媒体というか、情報発信というか、そういうのをしていただければいいなと思って今お聞きをしました。よろしくお願いします。

○ 毛利彰男委員長

ありがとうございました。

他にご質疑もないようですので、これより討論に入ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 毛利彰男委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行います。

議案第166号平成26年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第1款議会費につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 毛利彰男委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第166号 平成26年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第1款議会費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 毛利彰男委員長

全体会へ送るべきものはないと判断しますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 毛利彰男委員長

全体会へ送るべきものはないと判断しました。よろしく。それでご承認いただきますようお願いいたします。ありがとうございます。

済みません、あともう少しで終わりますので。

局長はええわな、もう。ええかな。おってもらってもええけど、どっちでも。何にもすることなかったらおって。

それでは、2月定例会議会の議会報告会について、報告会での役割分担について確認いたします。それでは順番に、荒木委員どうですか。

○ 荒木美幸委員

危機管理監をさせていただいてよろしいでしょうか。

○ 毛利彰男委員長

危機管理監に荒木委員さんね。

○ 森 康哲委員

消防本部で。

○ 毛利彰男委員長

森委員、消防本部。それから、いかがでしょうか。

石川委員、どうです、これ、政策推進部か財政経営部か。重いところをお願いしますわ。どっちが重かった、これ。先輩。いやいや、勝彦先輩ですよんか。財政経営部かな。どっちが重かったかな。財政経営部やな。発言が多かったのは政策推進部が多かったけどね。

○ 石川勝彦委員

総務部が多かったですね。

○ 毛利彰男委員長

総務部にしますか。石川勝彦委員は総務部。はい。早く言わんとなくなりますに。いかがです。竹野委員、どうするの。せえへんの。司会進行かな。

○ 竹野兼主委員

いえいえ、それはあかんやろ。

○ 毛利彰男委員長

ええよ、別に何も。これ司会進行、議会報告会とシティ・ミーティングも両方ありますけど、どうです。どこ。

○ 竹野兼主委員

わかりません。委員長にお任せします。

○ 毛利彰男委員長

中村さん、どうです。どこか。ないの。どこでもええのやけど。どこも嫌というのはちよつとないんやけど。

○ 中村久雄委員

議会報告会の司会進行。

○ 毛利彰男委員長

議会報告会の司会ね。はい、わかりました。議会報告会の司会進行、中村委員。
それから、伊藤副委員長さんはあるな。竹野委員。

○ 竹野兼主委員

じゃ、政策推進部でよろしいですか。

○ 毛利彰男委員長

政策推進部な、竹野委員。荒木委員はあったな。石川善己委員、どうです。

○ 石川善己委員

僕、残ったところで。

○ 毛利彰男委員長

残ったところ、どこでもええの。そしたら財政経営部。財政経営部が石川善己委員、お願いできる。

○ 石川善己委員

はい。

○ 毛利彰男委員長

会計管理室、監査事務局、議会事務局、歳入全般、藤井委員、お願いできます。

○ 藤井浩治委員

はい。

○ 毛利彰男委員長

シティ・ミーティングの司会進行。

○ 竹野兼主委員

それも、中村委員でお願いします。

○ 毛利彰男委員長

中村委員か。

○ 中村久雄委員

ちょっと待って。

○ 毛利彰男委員長

嫌。どうしてもシティ・ミーティングしたいと言うんだったら。もしご負担いただけるんやったらお願いしますわ。声がええでね。声がめちゃくちゃええから司会に向いとる。ということでお願いします。これでええな。

それから、その次、6月定例会議会の議会報告会が7月7日に予定されているんですわ。テーマを決める必要はないんですけど、場所だけですね。決めてくれということが、議会運営委員会で決まっているもので、決めてくださいと言われてます。5月の改選後、新たな委員構成になりますので、テーマは決めませんが、場所だけ。場所は南部ブロックになっているそうです。一番下か、今のA3のね。この中から選んでくださいということですよ。別にどこという指針はなしやな。どこでもええのやな。ちょっとあったら言うてください。

○ 寺本議会事務局主事

そうですね。ちょっと簡単に今お配りさせていただいたものを説明させていただきますと、南部ブロックで塩浜地区、楠地区、日永地区、河原田地区、四郷地区、内部地区、小山田地区、水沢地区とございまして、基本的には地区市民センターを中心とした施設になってございます。あと、バリアフリーや駐車場、冷暖房の状況はそちらの表のとおりでございますが、備考といたしまして、過去に議会報告会を開催したことがある会場については、何月定例会議会のときに開催したかということを書かせていただいております。ご参考までにとということなんですけど、楠地区の5番のところを見ていただきますと、楠福祉会館というところでは、これは平成26年2月ということですので、今度開催するところにな

りますので、そういう意味では楠地区になると、2月と6月で連続でということになりますので、その辺はちょっとどうなのかなというところはございますけれども、その辺も含めてご協議をいただければというふうに思っております。

以上です。

○ 竹野兼主委員

日永地区やと大分離とる。南やと河原田地区とか。

○ 中村久雄委員

南中学校は。

○ 竹野兼主委員

僕も南中学校がええなと思う。

○ 毛利彰男委員長

南中学校な。

○ 石川善己委員

統合して一発目なので、塩浜小学校で。

○ 毛利彰男委員長

塩浜小学校というのと南中学校という案が出ています。

○ 石川善己委員

統合して一発目でいいかなと思ったんだけど。

○ 毛利彰男委員長

何か南中学校の声が多いみたいですね。石川善己委員、よろしいやろか。

○ 石川善己委員

僕ふと思いついただけです。

○ 毛利彰男委員長

ちょっと、南中学校という声が聞こえてくるので、日永地区南中学校ということでさせてもらっていかがでしょうか。

(異議なし)

○ 毛利彰男委員長

順番に行くんやでね。じゃ、9番の南中学校ということでお願いします。

それからもう一つは、休会中の総務常任委員会、これ、議会報告会、シティ・ミーティングの後ですね。市民からの意見の集約、それをどう処理するかというので、候補が2日あります。4月11日の午前10時からか4月18日の午後1時半から、どちらかにしたいと思いますが、都合の悪い日をお聞きします。

書いてあるの、何かに、皆さんのやつは。書いてあるんだな。4月11日の午前10時からと4月18日の午後1時半、だめな方は挙手をお願いします。4月11日の午前10時からがだめな人、石川委員さん。4月18日の午後1時3半。4月18日が都合悪い人はおらんですね。いないということ。

じゃ、4月18日の午後1時半から総務常任委員会、最後の総務常任委員会かな。4月18日の午後1時半からということでさせていただきます。お願いをします。以上ですね。

もう一回ありますので、最後の挨拶はなしということで、4日間やったのかな。きょうで4日目やな。長丁場、本当にご苦労さまでした。貴重な意見をいただきまして、活発にお話をいただきまして、本当に感謝をしています。ありがとうございます。運営上まずい点もあったかもわかりませんが、副委員長さん並びに委員の皆さんのご支援をいただきまして、このように終えることができました。心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。どうも失礼いたします。

11：40 閉議